

「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして
「厳重指導」を行った事例

指導事例 1 【東京国税局】	
業 態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	総販売原価の費用配賦において、計算根拠のない販売管理費率を使用する等、合理的な方法を採用していなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 2 【高松国税局】	
業 態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	総販売原価の費用配賦において、販売管理費率の計算過程に誤りがあり、結果として合理的な販売価格が設定されていなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 3 【高松国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店の卸売価格を参考に販売価格を設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 4 【高松国税局】	
業 態	小売業（業務用卸主体店）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	料飲店向けビール系商品等を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店より販売価格を低く設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。